令和７年11月

お客さま各位

長野信用金庫

「一般当座勘定規定」の改定について

平素は当金庫に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当金庫では払戻請求書による当座預金からの払戻の取扱開始に伴い、下記のとおり「一般当座勘定規定」を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前より当座預金をご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

引き続き長野信用金庫をお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和７年11月25日（火）

2. 改定内容

下表では、変更または追加される条項のみ記載しております。

＜一般当座勘定規定＞

改　定　後	改　定　前
第８条（手形、小切手の支払等） ３．当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 ４．前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座預金払戻請求書帳とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	第８条（手形、小切手の支払） ３．当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。
第９条（手形、小切手用紙等） ５．手形用紙、小切手用紙、払戻請求書用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	第９条（手形、小切手用紙） ５．手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

次項へ続く

長野信用金庫

改　定　後	改　定　前
第１８条（印鑑照合等） １．手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合のほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有すると信ずるに足りる特段の事情がある場合など、当金庫が過失なく行った払戻しは有効とします。 ２．手形、小切手、払戻請求書として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第８条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。	第１８条（印鑑照合等） １．手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合のほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有すると信ずるに足りる特段の事情がある場合など、当金庫が過失なく行った払戻しは有効とします。 ２．手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第８条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
第２８条（取引終了後の処理） ２．前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙、払戻請求書用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。	第２８条（取引終了後の処理） ２．前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

改定後「一般当座勘定規定」の全文はこちらからご覧いただけます。

以上

長野信用金庫